

一八九〇年代後半の同志社尋常中学校とその生徒

—岸盛辰関連史料より—

田 中 智 子

I 同志社関係史料としての岸家文書

岸家は、現在の奈良県生駒市小平尾町内に存在した、近世以来の有力な一家である。幕末以降は医業を本業とし、迎春堂医院と称して開業するかたわら、当主が村会議員を務めるなど、地域社会の要としての役割を担った。

一九九八年度から翌年度にかけて、岸家の残した江戸時代からアジア・太平洋戦争期にいたる三千二百点以上の史料の調査が生駒市教育委員会によっておこなわれ、目録化されるとともに、史料の保全がはかられた。

調査の経緯や岸家については、その成果物である『岸家文書目録』（生駒市教育委員会、二〇〇二年）に収録された吉田栄次郎「解説」に詳しい。基本的には、現生駒市に関わる地主クラスの大規模史料群であり、地域の歴史と社会構造をよく伝える点で、「岸家文書」の特性である。しかし、本文書群中、四代にわたる岸家当主のうちの一人、岸盛辰（一八八一〜一九二二年）に関わって遺された史料中には、彼が同志社尋常中学校に在籍した折の記録が多数存在している。この点から「岸家文書」は、同志社関連史料としても貴重なものと位置づけることができる。生駒市

では目下、市史編さん事業がおこなわれ、『生駒市史料集』の刊行も継続中であるが、市域に直接関係しない史料は、叙述や史料集収録の範囲を超える。そこで本稿では、「岸家文書」のなかに埋もれてきた同志社関連史料に光を当て、ごく一部であるが紹介を試みたい。

同志社史研究に用いられてきた一次史料には、同志社という組織が作成あるいは授受した文書群、そして関係者が個人的に遺した文書群がある。後者については、主として著名な教師や生徒に焦点をあてて、関連史料の収集が手がけられてきた。筆頭たる新島襄しかり、熊本バンドの面々しかり、である。一方、岸盛辰は、地元では「急患にも時を逸せず、之に手当を加えて人々から感謝され」（生駒市誌編纂委員会編『生駒市誌』資料編Ⅲ、一九七七年、一五一頁）と語り伝えられる医師であるものの、著名なクリスチャンでもなければ、功成り名を遂げた人物でもない。しかし、彼が遺した史料は、入試・進学 of 制度やカリキュラム、あるいは寮制度など、同志社の教育システムの一端を示すとともに、著名な教師や生徒の史料からは見えづらい同志社生徒の等身大の姿を写し出してくれる。

II 岸盛辰の学歴

この文書群内の諸史料から判明する岸盛辰の略歴は、以下のとおりである。一八八一年に生まれ、地元・南生駒村で初等教育を授けられ、一八九五年に京都府尋常中学校（現・京都府立洛北高等学校・附属中学校）に入学し、一八九七年に同志社尋常中学校に編入学、一九〇〇年に同志社中学校を卒業した（本稿では、タイトル以下、一八九九年二月七日の中学校令改正による尋常中学校から中学校への改組を問わずに当該学校を指し示したい折には、煩雑さを避けるため、前者の「尋常中学校」で統一する）。同年、第一高等学校医学部（翌年より千葉医学専門学校に改組）



写真1 「岸盛辰」

に進学し、医師の資格を得て、地元の南生駒村で家業を継いだ。

さて、「岸家文書」は系統的な分類や並べ替えはなされず、搬出時のランダムな状態のまま通し番号が振られて目録化、保管されている状態である。書簡一点一点についても、内容に即した表題が作成者によって記されている点が親切で、表題に統一性がないなどの不十分な点がないわけではないが、これだけの分量があることを考えれば、多大な努力がかけられ、有用性の高い目録が作成されているといえる。

同志社在籍時の岸盛辰関係史料をわかる範囲でピックアップし全体を眺めわたしてみると、点数の大半を占めるのは、家族や友人と交わされた書簡であり、百通以上に上る事実を印象付けられる。また、『経世日記』と称される和綴じ様・罫線紙の日記が二冊あることも特記される(連番一七四・一三三・一三五。以下、連番と「」付き表題の併記は、前掲『岸家文書目録』に示されたものの転記である)。それぞれ「巻二」(一八九七年二月～一八九八年五月)、「巻三」(一八九八年六月～一八九九年七月)とあることから、「巻一」も存在したことはほぼ確実だが、今のところ見つかっていない。そのほか文書群には、作文の断片や手すさびなどがそれなりの点数含まれ、アルバムも存在し、同志社在籍時分かと推定される彼の写真が一枚貼り付けられている(写真1)。

盛辰の学歴はいささか複雑である。一八九五年一月付で、京都府尋常中学校から一年級・二年級への四月入学の試験通知書類が出され、それを二月に盛辰は受け取り(二九三七〔入学試験書類〕)、受験の結果、四月に入学したようだ。だが翌一八九六年十月二十一日、岸は「退校御届」を校長・本荘太郎宛に提出している(二九四四〔京都府尋常中学校退校御届〕)。このとき彼の学年は「一年級」と記されているので、一年時に留年していたということになる。退校の理由は、校長宛に「郷里ニ於テ農業ニ従事」

と弁明されているが、病気で郷里に帰ったとも、成績の悪さゆえとも解されている（二九四三「盛辰病氣退学の件書送り状」、二九二〇「所感・作歌書送り状」）。

日記記事や諸書簡から判明するところによると、盛辰は翌一八九七年四月七日から三日間の編入試験を受け、同志社尋常中学校第四年級に合格した。しかし、Ⅲで述べるように、明治三十一年すなわち一八九八年度の「第四学年」の成績が存在する。となると、同志社尋常中学校四年次においても留年したということになる。後掲のように、同志社尋常中学校四年への編入は「仮及第」だったので、その関係もあるのだろう。盛辰は留年に留年を重ねた生徒であった。そして彼は、同志社尋常中学校受験前のみならず、編入学後も、医学予備門をはじめとする様々な予備校・私塾にも通っていたことが、日記記事から判明する。後述する友人たちの書簡からは、彼のような「学校を渡り歩く」生徒が一定数存在していたことがうかがわれるが、彼らが同志社の中学校生徒として「普通」なのかそうでないのかは、今後の検討課題となる。

さて、盛辰が京都から郷里の父に送った書簡は、ほとんどが金の無心、あるいは生活・成績についての言い訳などであり、一種の「どら息子」ぶりが伝わってくる。前掲吉田の「解説」によれば、長兄の一盛は医学を志したが、一八八四年七月に十七歳で亡くなった。次兄の良雄も医学を学んだが、郷里で家業を継いで一年も経たない一八九五年十月に二十六歳で亡くなる。こうした経緯をふまえると、三男の盛辰が、京都府尋常中学校を退学し、同志社尋常中学校へと編入したのは、家長のお鉢が突然回ってきたことに伴っての進路選択だった可能性も高い。この点、転学の必要をどう認識して実行に移したのか。盛辰の個々の書簡内容を検討し、学校のレベルや卒業生徒の進学先を比較するなど、実証的な考察を要する。また、後に医業を繁盛させ、文学者で心理学者の友人・中村古峽との親交でも知られる盛辰個人の人物像を掘り下げるためにも、若き日の学歴、遍歴過程は明らかにされるべきであろう。

III 同志社の進級試験

同志社の制度にかかわって、入退学関係以外で注目されるのは、いわば公的文書に相当する成績通知の存在であり、史料群中に五通が遺されている。一八九〇年代末頃の同志社尋常中学校では、一銭の官製郵便はがきの裏に生徒の成績表を印字・記載して、保護者に郵送する方式がとられていたようである。

明治三十一年七月付、すなわち一八九八年七月に同志社から父・岸正甫宛に送られた「第一学期学業成績」によると、「同志社尋常中学校第四年級 岸盛辰」の成績は、「倫理乙、国語丙、漢文丙、英語劣、(英語) 文典甲、訳読劣、歴史乙、地理甲、数学丙、博物丙、理〔物理力〕丙、化学丙、図画劣、体操乙」である(一二二一「岸盛辰成績通知葉書」、写真2)。同じく翌年一月付の「第貳学期成績」では、劣が消え、倫理の評価が落ちたほかは、だいたい科目において一・二ランクの上昇がみられるので(二〇八七「成績通知」)、少し勉学に勤しんだようである。ちなみにこれらの備考によると、成績は「甲乙丙劣」で示され、劣は六十点以下を指した。

年度が終わると、一年間の判定も親元に送られる。明治三十二年四月付で同じく父に送られた「自明治三十一年四月至明治三十二年三月 第四学年成績」によると、「同志社尋常中学校第四年生 岸盛辰」の成績は、「倫理乙、国語丙、漢文乙、英語(会話)劣、英語(文典)甲、英語(訳読)劣、歴史甲、地文甲、数学乙、博物(動物)丙、理化(物理)乙、理科(化学)甲、図画丙、体操甲」で「結果 及第」。

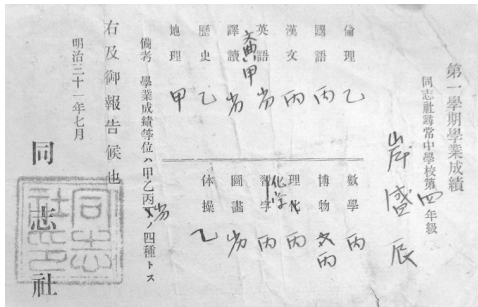


写真2 「第一学期学業成績」

事なきを得ているが、どう見てもかんばしい成績とは言えない（二六六一「成績通知書」）。

この四月から盛辰は五年生になるが、「同志社中学校第五年生 岸盛辰」の「自明治三十二年四月至明治三十二年七月 第五学年第一期成績」は、「国語八五、漢文八〇、英語（会話）六六、英語（文典）九九、英語（訳読）七〇、歴史八六、数学七八、博物（植物）九〇、理化（物理）九五、理化（化学）一〇〇、（合計八五弱）」であり（合計とは平均のことであろう）、前年度と異なつて、点数表示方式に代わつている（一二二〇「葉書」、写真3）。続く「自明治三十二年九月至明治三十二年十二月」の「第二期」の成績も、それほど変わらないが、この成績表は、父・正甫が、同志社から送られたものを「大至急」盛辰本人に送り直し、本人から事情を詳しく聞こうとした書簡を伴っている点が興味深い（二七九七「成績表郵送の件促状」）。

曰く、「サテ、過日ヨリ試験成績表申来り候得共、漸く本日到着候間、直チニ逋送、尚万猶委しく承リタク余ハ後便待す 一月十二日 他ニ障事なし」（全文）とあり、父がわが子の成績を非常に気にしていたことがわかる。

全体として、英語の文典がもつとも得意だが会話が苦手なのが、岸盛辰という生徒であった。とはいえこれは、同志社が課す英会話なる科目において好成绩を挙げられたのは、いったいどこどのような教育を受けてきた生徒だったのだろうか、という問題でもある。

Ⅱよりここまで、入学や学業成績に関わる史料の内容を紹介した。本稿では、進路に関わつて父・正甫との間に交わされた二通の手紙を全文翻刻する。同志社尋常中学校への編入学に際しての一通、そして同志社中学校最終年度の

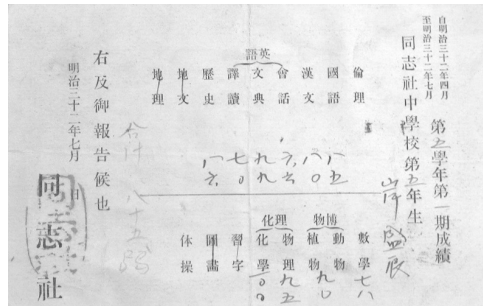


写真3 「第五学年第一期成績」

秋に書かれた一通である。前者は、父親に対して編入試験の出来がよかったことをアピールし、編入学に要する四月からのもろもろの費用支出を求めたものである。後者は、同志社が「純然たる宗教主義の学校」となり「中学認可を取り消され」たことについて、自分は最終の卒業生となりうるが、四年生らは「気の毒」「大ニ迷惑」と記している。文部省訓令第十二号によるキリスト教育の困難に際して、同志社が下した判断に対する生徒の受け止め方を、行間に伝えている。翌年三月、盛辰は同志社中学校五年生を終えて卒業し、翌月からは千葉医学専門学校に入学した。

Vでは、上記二通(1・6)に加え、岸盛辰が修学旅行の模様を父に書き送った一通(8)、友人から受け取った書簡五通とそのなかの一通に同封された「檄文」を全文翻刻した(2・3・4・5・7)。これらについては、IVにおいて若干の解説を試みる。

百通を超える同志社時代の書簡について、目録化はなされているが、内容の検討はほぼ未着手である。今回は目にとまった書簡を数通ピックアップしてサンプル的に提示したに過ぎず、精査は今後に委ねられている。また、先ほどからしばしば言及してきた日記(『経世日記』)は、赤裸々な彼の生活実態、京都の町の様子まで描写する日録として貴重であり、日記ならではの叙述スタイルにも興味をそそられるが、記載がかなりの量に上るため、翻刻等については別稿を期したい。

IV 一八九〇年代後半の同志社

史料翻刻文を提示する前に、岸盛辰が在籍していた時期の同志社について、同志社の年史類や同志社社史資料編集所『同志社年表 未定稿』(一九七八年)をもとに整理しておきたい。

盛辰在学中、すなわち十九世紀終わりの同志社は、混乱のうちにあった。

一八九六年三月二十四日から開かれた同志社の社員会は、中学校令に準拠した尋常中学を設置することを決定した。一方で、予備学校は廃止され、普通学校は高等普通学校と改称することとなった。尋常中学校は四月より始業したが、設置伺は四月十八日に京都府知事宛に提出され、九月十六日の認可を得たという順序になる。

上級学校への進学を可能とし、徴兵猶予の特典を得る道を開くこの組織変更こそが、尋常中学校たる同志社の受験を盛辰に決意させたということになる。翌一八九七年四月、受験を経て彼は入学した。

しかし、同志社が実際に徴兵猶予の特典を得るためには、同志社通則の第一章・綱領に含まれる問題を解決せねばならないと文部省は指摘した。一八九七年五月に就任した横井時雄社長の下、社員会は同年末、神学校以外の男子諸学校は宗教学校ではなく教育機関であるとして、学校の認可を申請した。同時に、同志社綱領第三条に掲げた「本社ハキリスト教ヲ以テ徳育ノ基本トスル」を残しつつも、第二条中の「（本社の設立した学校は）悉ク本社ノ通則ヲ以テ適用ス」や第六条「本社ノ綱領ハ不易ノ原則ニシテ決シテ動カス可ラス」を削除し、キリスト教による徳育を必要としない学校が社内にあるとの解釈を可能にする文言修正に踏み切った。

このようないわば「工夫」「細工」に対して、校友会や組合教会員をはじめとしたクリスチャン、アメリカン・ボード宣教師らの反対運動が起こり、特にアメリカン・ボードによって、同志社に寄附した資金の返還を求める訴訟の準備も進められた。そのなかで、一八九八年十二月二十八日には、横井時雄社長以下、全社員が辞表を提出した。

翌一八九九年八月三日に公布された文部省訓令十二号は、「法令ノ規定アル学校ニ於テ自今宗教々育ヲ施シ又宗教ノ儀式ヲ行フヲ得ズ」と発令するものであり、同志社にさらなる困難を与えた。

同志社は、訓令第十二号に抵触しないことを寄附行為の文言に盛り込みながらキリスト教教育を行う道を求め、文

部省と交渉したが、退けられた。九月、西原清東社長の下で、年度限りの中学校廃止が決定された。「本学年は同志社史上最も多難多事の年にして人心頗る動揺せしに依り学風を起し風紀を肅し幾百の有為青年を誘掖薫化すること困難極まれるの際」(同志社報告(明治三二年度))、『同志社百年史』資料編一、一九七九年所収)と表現される年となったのが、この一八九九年である。

Ⅱ・Ⅲで述べたように、結果的に盛辰は、同志社が(尋常)中学校を有したわずか四年間のうち、留年もしながら三年間在籍した。そして制度変革に人生を翻弄されず、ぎりぎりのタイミングでうまく卒業し上級学校への進学資格を得た。すれすれの学歴・人生の持ち主、ということになるだろう。前掲「同志社報告」によれば、中学校の第四回卒業式は一九〇〇年三月二十六日に行われ、三十五名に卒業証書を与えて廃校となった。『同志社第二十五学年第四回中学校卒業式次第』(同志社社史資料センター所蔵)には、卒業生姓名として、岸盛辰と後述する石津孝太郎の名が確認される。

同志社の友人から送られたのが、2・3・4・5・7の書簡である。2は一八九八年十二月の社員総辞職決定を伝え、それがゆえに落第者が恩赦的に少なかったと記す書簡である。とともに、同志社の今後への不安もにじみ出ている。鞍口武蔵と称する筆者は、翌年には「失敗」と称する成績不振のためか、同志社を退校して東京に修学の道を探る。慶應義塾や神田中学を移り歩いた。2のほか3・4・7も、その心情と足跡を示す鞍口からの書簡であり、徴兵猶予問題と自身の成績、進学先のヒエラルキー(第一・第三高等学校を東西の頂点と見なす)とのはざまでの揺れ動きをよく示している。なお、鞍口発と確定しうる岸家文書中の書簡は、今回すべてここに収めた。

5は、一八九九年の生徒ストライキ事件に関連する書簡と推察される。この事件は、間接的には、当局者が外国宣教師側に立っていることへの不満、直接的には、国語の教師の富岡健三が二十問の試験問題を出し一つ間違っても零

点だと言い渡したことへの反発をきっかけに、同志社中学校の三年生がストライキを起こしたとされる事件である。ストライキに反対する生徒をストライキ組が殴り、その下手人とされた数名だけが処罰されることがおかしいとして、職員と生徒との間に乱闘が起り、かつ、三年生に同情する中学校全体のストライキへと広がった。学校側は三年生全員を放校処分としたが、父兄が仲立ちし、生徒は始末書を書いて謝罪して一人を除き復学した（永井柳太郎等三年生のストライキ」、青山霞村『同志社五十年裏面史』からすき社、一九三一年）。

5は、帰省中の生徒が五年生・岸盛辰に宛てた書簡であり、全学規模でのストライキの際に作成されたと思われる「同志社中学校生徒同盟」名の「檄」を同封している。手紙を書いた生徒・石津孝太郎は、どちらかというストライキ側に批判的のようにみえるが、檄文は当局者への批判に終始し、生徒に団結を強く呼びかけるものである。そして学校当局は、放校だけではなく、寮生への退寮を命じたことが文面から判明する。

なお、石津の書簡においては、同志社中学校生徒の次の進学先候補として東京高等商業（現・一橋大学）の名も登場する。逆に進学問題を主とする先述の鞞口の書簡（4）には、ストライキ事件の導火線となった教師・富岡の授業についての記述もある（富岡を「大先生」、死ぬまでに一度は授業を受けたかった、と述べている点は、事件の顛末に照らし合わせれば、皮肉めいて聞こえる）。岸と鞞口・石津は親しい間柄であり、三者間で交わされた書簡は、彼らを取り巻く学校ならびに学歴社会の状況を立体的に伝えている。

今日の我々の感性は、キリスト教の旗を掲げ続けることを評価し、降ろしたことを批判することができる。だが、当時の生徒の大半は、進学の問題こそが己の大事であり、キリスト教について、進路を妨げるものとみる向きが強かったのではないか。キリスト教主義の学校であるがゆえに同志社を選択したというより、進学上の一階梯として選択する者が多かったのではないかと想像される。

檄文や友人同士のやりとりは、一種生徒の粗暴な雰囲気を与え、岸盛辰も含め、十代の彼らが花街などにも繰り出していたことがわかる。その一方で盛辰は、親の金銭的・精神的庇護の下にあり、書簡のやりとりも頻繁で、8が示すように、無邪気に修学旅行の様子を報告することもあった（なお、同志社では、神社仏閣への修学旅行がおこなわれていたということになる）。また盛辰は、一八九八年の二月頃からは下宿生活をやめて、上京区相国寺門前の「同志社東寮」に入寮していたことが、封筒に書かれた住所より判明する。一八九〇年代の同志社の寮については、年史類でもあまり触れられない。当時の同志社の生徒像を正確に結ぶためにも、岸盛辰関係史料の活用が望まれる。

V 史料翻刻文

以下、岸盛辰発の書簡三通（父親宛）、岸盛辰宛の書簡五通（友人発）、計八通の書簡を同封物も含めて時代順に収録する。

- ・ 岸盛辰より岸正甫宛書簡（1・6・8）
- ・ 鞍口武蔵より岸盛辰宛書簡（2・3・4・7）
- ・ 石津孝太郎より岸盛辰宛書簡（5）

旧字体は基本的に新字体に直し、適宜句読点を付した。傍線やカナは原文ママである。誤記と思われる箇所の修正、推定、あるいは注記など、翻刻者による書き込みは、すべて「 」をつけて示した。

1. 岸盛辰より岸正甫宛書簡

〔一八九七〕年〔四〕月

（二八六六〔学業報告状〕）

〔封筒なし〕

頃日は試験前にて御無沙汰致居候。御海恕致し被下度候。

陳者、先日の試験は七、八、九ノ三日有之、随分六ツか敷御座候ひしも、代数之外ハ大抵能く済まし候へ共、代数は小子の未ダ学ばざりし処より二題（三題ノ内）出され候し故、此のみ落第点を取り候。されど他の学科は良好二候し故、仮及第として同志社尋常中学の四年級へ編入せられ候かとなれハ、及第と余り差異も無之候へハ、何とぞ御安神なし被下度候。小子も高飛びすること二候へハ七分の落第を期し居り候しに、勉強の効ニ依り良結果を得しは誠ニうれしく存候。

其二付き月謝四円（一学期（四、五、六、七月）分）、束脩二円、校費及運動費七十銭ハ入学届と共に出さ、るべからず。

教科書（大凡五円）及洋服（二円迄）等も貰ひ度存じ候へハ何卒早速御送金被下度、宿代等ハ御上京の節にて宜敷候。

尤も受験者ハ二年、三年、四年級総て五十名程有之候ひしも純粹の及第ハ二名にて仮及第ハ三名にて、四年受験者ハ二十余名有之しも入学者ハ余と二人（共二仮及第）のみ。先ハうれしきま、あら／＼御報知まで。

盛辰

父上様

2. 鞍口武蔵より岸盛辰宛書簡

〔一八九九年〕一月五日

〔二九七二〔同志社の件など報知状〕〕

〔消印〕「山城 京都今出川 卅二年一月五日 二便」

〔封筒表〕奈良県生駒郡南生駒村小平尾 岸盛辰大兄 大至急用

〔封筒裏〕京都同志社東寮 鞍口武蔵 一月五日

拝復命之如く新端之節貴家御一同愈御清栄にて茲卅二年を御始業御坐遊され候段芽出度奉遠賀奉候。降て迂生無事にて始業致し日々同志社近辺を逍遙致し居り候間、乍他事御安堵なし被下度候。偕て余等のクラスに於ては落第者且与一郎一人二御座候間貴兄御安神遊せよ。然れども此度同志社々員総辞職と相成候故、罪人に於ける大赦令之如く宥され候て、先期は一人の落第者御坐なく候。而して来る四月まで今までの如く授業致し四月を以て他の社員に渡す様子に御座候。未来の同志社は如何なるかを余は目下シンキング致し居候。先は右不取敢急便を以て貴兄の御心を安せしめんと存候。草々頓首

一月五日

鞍口拝

岸大兄 足下

3. 鞍口武蔵より岸盛辰宛書簡

一八九九年五月三日

〔二八九五〔同志社退校に付心情書送り状〕〕

〔消印〕「山城 京都 卅二年五月五日 口便」

〔封筒表〕京都同志社東寮 岸盛辰大兄 平信

〔封筒裏〕東京芝区芝金杉濱町 第四十六番地 富士見館 ケー、テー、
 拜啓時下追々暑さに向ひ候処、貴兄愈々清栄にて日々御勉強御座なされ候趣、奉遠賀候。次二迂生無異日々碌々
 消光罷在候間乍憚御放念被下度候。偕て其後は意外御無沙汰致し誠にくくく申分け御座なき次第、何卒く
 御宥し賜へ。その他にあらず、余は同志社にて失敗致し、両親兄等親愛なる貴兄に対し如何に申上候て宜なるか。
 余は其失敗以来百恩胸に塞がりて貴兄の側に書を捧げんとするも筆回らず。君何卒今までの無音と余の失敗とを
 宥す賜へ。余は去る一日東京にまいり、その道すがら貴兄に一度面会せんと思へども、同志社の近辺に行くは
 何となく耻づかしく足向かず、遂に面会致さずして東都にまいりたる次第に御座候。五月一日までは江州の伯父
 の内に行きて暫く居り又我内へは十四五日帰り居りて種々父母兄に今までの情怠を謝し、遂に東上を宥して貰ひ
 て、五月一日午前九時新橋に着致し、今や学校捜索中に御座候。余は親愛なる貴兄の下を離れ遠く東都に来るは、
 之れ天の然らしむる所か將た時勢の然らしむる所か。然れども余の同志社に於ての失敗は天もなし時勢もなし。
 然らば何ぞ、之れ余は余自身に求めたる禍なり。然れども貴兄の下を離れて来るは之れ時勢の然らしむる所なり。
 何となれば、余に於ては徴兵猶予あれば、若し失敗せずとも九月か今か、同志社を退校せざるべからず。退校せ
 ずして来年二月ころまで居りて其時に至りて同志社猶予のなくなれば、余に於ては現今の失敗よりも猶大なり。
 余は自身にて招きたる失敗は、死するまでは免るること能はざれども、此の失敗を招きたるが為に自然に失敗、即
 ち若し失敗せざれば泰然とかまへて同志社に来年の二月まで居りて兵士に行かざるを得ざるやも知れず。
 之と尚一ツ天は余の怠惰を懲らしめた。此余に取りて将来実に幸福となるやも知れずかと思ひて苦む脳を慰め居
 り候。先は右此の如し。草々不順不整

五月三日

東京芝区芝金杉濱町四十六番地富士見館ニテ

岸大兄

石津君は居るか。

同志社の有様は如何。

古谷は何処ぞに行くと言ふことやありたが居るか。

鞍口武蔵

4. 鞍口武蔵より岸盛辰宛書簡

一八九九年六月二十五日

(二八九三(入学報告ならびに近況報告状))

〔消印〕「武蔵 東京西久保 卅二年六月二十五日 八便」「山城 京都 卅二年六月二十六日 口便」

〔封筒表〕 京都同志社東寮 岸盛辰大兄 平信

〔封筒裏〕 東京芝区西久保桜川町 第六番地番田様方 鞍口武蔵 六月二十五日

拜啓時下梅雨之節尊兄愈壯榮ニてあらせらるゝ哉。余之欣然措く能はず。降て迂生無異碌々消光す。請ふ、尊慮を安んぜよ。偕て今より卅有余年之昔に翻て我日本国勢を見るに群雄各地に割拠し伴侶相食み相争ひ国内交通を禁じ各要路に関を設け唯交通之自由なるは村内のみなりき。されば無論我が国ありて他国あるを知らず、所謂甕中之蛙に等しき。時には重き不便なる甲冑を身にし刀劍を腰にし之に少しにても抗する者あれば忽ち其れを抜き頸を刎ぬ。意気揚々然として地方を彷徨し人民之膏血を絞り採り新に刀劍を作れば往来なる人の後より至り試みに人を傷る今日、メイトの土根を傷るがごとし。人を人とも思わざる野蛮乱暴之武士何処にか行き去り、否現今

の役人の内にも此の如きものなきにもあらず。然れども直接に人を苦しめざる丈は先づ可なりと云ふべし。其有無は兎も角も我が国は今や世界列国の伍伴に入らんとするは何に原因するか明治の初年、彼来りて大戸を叩き夜の明けたるを先ばりにあらずや。苟も我にして其れに応せず尚暫く睡眠すれば之に筆にせんも恐るれど我が増えにせんも恐るれど我日本国の名目は黄梁一睡の夢となりしならん。抑も余の現世に生じてより以来今日に至るまで、長夜に永眠して人性の進みつゝあるを短らず高きビローを枕にし終日熟睡せり。然るに本年三月廿四日何者か余の枕辺に來りて余の頭を叩き余の睡眠を起し人性進みつゝあるを告げたり。余は此に於て初めて睡眠覚めて人性の速に進みあるを悟れり。若し本年余を起す者なかりせば余の一生涯は又黄梁一睡の夢とならん。之を思ふときは欣然として措く能はず。然れども数月以前の余の挙動即ち怠惰の睡を顧れば其れか為めに一挙を無になしたり。嗚呼歎息に堪へん。如何に臍を嘔むも足らず。余が新内なるエスキシーよ、人性は進みつゝあることを留心せよ。目的はわずか遙にあり。如何の困難なるも其目的を棄つるなかれ。困難ハ天福なり。人は如何に嘲弄するも他を賤むる勿れ。人は目前に如何に美なる玉を持ち來るも心にする勿れ。人は如何に汝を賞讚するも其目的に達せざる内は其賞讚を聞くなかれ。名誉の花は墓前に咲くことを記憶せよ。

鞍口武蔵

エスキシー君

〔①〕余は慶應義塾^{（マツ）}普科^{（マツ）}四年級へ入学致し居り候。実に幸、余は入学せしなり。数日してから普通科卒業生ハ他の官立中学卒業以上と文部省より認められたり。余の今居る処は余一人寄宿、他に誰も居らず、実に能く勉強出来る。余は来月中旬頃に帰る、試験は七月十五日頃にすむ。

〔②〕去る二月頃之事を思い返せば自分ながらも判断すること能はず。然れども人は時としてはアンビションを

抱き見るもよろし。論より実地、事に当りて初めて訳る。古人曰く百声は一見に若かずと。嗚呼まことなる哉。

富岡氏の国語之講議は余程面白からん。余も最一度此世去るまでは聞きたい。

暑いのに此大先生の講議も随分よからふ。

石津君之処尋ねて呉れ賜へ。石津怒りて居らないか、余の無音を。

〔③〕君に忠告す。此頃は君は得意の時代ならん。又々毎年の通り涼むBを見るは随分楽しくあるならん。此頃の京極行きは如何、盛らしい。岸君よ、君は無用の切手やはがきやノートブックや紙を買ふならん。買ふのはエーが帰りにあまり後ばかり見とると人に付きあたる、人ならまだよしやが電汽車に付き当るよ。此頃の祈祷は最も有難からう。君の居る室は君に不適當となれば殊に日曜は或者は通行する故に。

〔注〕①②③は、書簡に添えられた順不同の三葉。折々の備忘が同封されたものか。〕

5. 石津孝太郎より岸盛辰宛書簡

一八九九年七月二十九日

(二九一五〔同志社中学校生徒同盟檄文書送り状〕)

〔消印〕「大和 生駒 世二年七月三十一日 イ便」

〔封筒表〕奈良県生駒郡南生駒村字小平尾 岸盛辰様 親展

〔封筒裏〕備前国下津井町 石津孝太郎 七月廿九日

拝啓時下大暑之候に候処、貴兄益々御壮健御消光御座被候趣き奉大賀候。降て小生義去ル八日午前七〔時欠乙〕二十分ノ列車にて九時半神戸着候。同一時之急行にて五時頃倉敷駅へ到着仕り同夜九時頃漸く郷帰仕り候。何分同日は暴風

雨にて車上五里之間風之為め二車毛飛たがる有様にて誠に生きたる心知も無之候らひしが、郷二帰レバ此と正反對にて父母の膝下ニテ昔ノ物語ヲ致し居り候。而し此頃は father 不在ニテ mother 一人にて家事之為め多年宿望の旅行を果たす能はず、誠に平公致し居り候。君之書中に圓山の広きながめに足とめて雲をおこすか霧を降らすか、爽と吹と烟りに消ゆる四国辺、中々上出来感心感心。

君は此頃は歌を勉強と見えて中々沢山御上手のが出来ています。君も此頃は情火烈しき由誠に奉察し候。何分人間年頃になれば此れあるは通常、なき人は不具のもの、特別此頃は暑き時分故、中々盛なと奉存じ候。小生も同感に御座候。

檄文は中々長々しく候が、中ニ職員ノわる口と計り生徒の事は賞める計り、誰れか書きたのか我田引水、当局者には御氣之毒な訳ニ御座候。

校長兼教頭広津友信氏社長西原清東と新聞紙上にも見、亦校友会員より聞き候へば多分其ノ通ならんと存じ居り候。試験成績参り候が此度ノ点数ハ甲乙丙でなくして数字に候へは甚だ明察にて宜敷候。先づ劣之なかりしは比較的にはかくしならんと喜び居り候。君は晝早計とならんと推察仕り候。岡田は先日手紙を送りし限りにて其後之事は相知れず申候上、尤も彼之事なれば必ず君之言の通り恵心に深入り推して知る可し。

辻は此頃大洪水に平公致し居り候。而し僕之処へ高等商業専門校慶應義塾ノ所在地を尋ねて来り候が、彼れの事なれば一寸と生意気にやりてみるのか知れません。

西真東モ辞職故此後は吾党之大勝利万歳候。

以後真面目之手紙は僕には向き不申候。

先は乱筆御免。

二十八日

十九峯樵夫主人

まだ沢山書くことはあれども何分三銭で許す^(まか)ぬから後之楽みに残し置き候。

原文ノ通り此ニ書ク

檄

帰省中ノ諸君、君等ハ故山ノ懐ニ入り、慈愛深キ両親ノ膝下ニアツテ暖カナル一家ト共ニ和氣満堂ノ憂ヲ送レルヲ祝ス。

夫レ愛ハ父母ノ愛ニ勝レルハナク天然ハ其ノ愛ヲ抱ク故山ニ勝ルハナシ、然レトモ乞フ一考セヨ、多年蜚雪ノ窓ニ肝胆ヲ吐露シ、意氣相合シテ結社シタル大丈夫ノ友情ハ豈ニ尊カラズヤ古人ハ是レか為メニ琴ヲ断ツト云ヘリ。而カモ故山ノ青苔カ祖先ノ骸骨ヲ埋メテ益々愛慕ノ念ヲ増サシムルガ如ク、我党ノ恩人ガ永ヘニ眠レル若王子山頭ニソガ一生ノ血涙ヲ伝ユル。相国寺畔豈ニ兄等ノ感慨ヲ叩クニ足ラズトセンヤ、嗚呼数ヘ来レバ山紫水明洛陽天地保元応仁ノ古戦場此ニ爾ノ同胞アリ、茲ニ第二ノ故郷アリ、而シテ是ニ一大事変ノ起ルニ漕偶セバ、我等何ソゾ訴ヘズシテ可ナランヤ。

敢テ問フ、帰省中ノ諸君、兄等ガ故山両親ノ下ニ傾クル満腔ノ熱誠ハ、其ノ同胞ト第二ノ故山ニ向テモ尚ホ流々トシテ湧出スルヤ否ヤ。

翻テ思フ我党三百ノ健児ガ結社一団ノ同盟ヲナシ残忍ナル同志社当局者ニ対シテ不信任ノ問題ヲ提出シタル当時

禄涯

ヲ壮拳ニて威風堂々トシテ犯ス可カラズ。一挙ノ中ニ唾シテ義人ノ血涙ヲ汚サントスルノ輩ヲ拂フハ今月今日ニアリト思ヒシニ、卑劣極マル当局者ハ事ヲ曖昧ニシテ今日ニ到ラシメ、吾党ガ一朝袂ヲ分チ東西十方ニ離散シタル機ニ乗ジ、直チニ其ノ弱点ヲ襲フテ短兵急、得意ノ権謀ヲ揮フテ吾党結社ノ団体ヲ打破セン^トヲ勉ムルモノノ如シ。

先ヅ其ノ第一着トシテ彼等ハ寮長ニ総辞職ヲ命ジ、次イテ三年生ニ退校ノ命ヲ降シ第三九月一日迄生徒退寮ノ命令ヲ布告ス又

人ノ弱点ニ乗ジテ己ノ暴力ヲ逞シクセントスル既ニ大丈夫ノ禦セザルトコロ、而カモ忠実ナル寮長ヲ初メ活発有意逆ニ存シテ動セザル青年ヲ捕ツテ、己ガ偏狭ナル度胸ニ浴セズシテ理由ナキノ退校ヲ命ズルガ如キニ到リテハ、嗚呼是レ何等ノ怪事ゾ。カクノ如クスルモ彼等ハ同志社当局者ノ資格ヲ有スルトナスカ、義人ノ偉業ヲ続クノ価値ヲ有スルトナスカ。抑モ亦我党同志社生徒タルモノカ、カクノ如キ卑劣手段ヲ働クモノヲ以テ尚ホ同志社当局者ノ資格ヲ有スルトナスカ、義人ノ血涙ヲ解スルニ足レリトナスカ。而モ其ノ退寮命ノ如キハ空前ノ虐待ニシテ、同志社創業以來未ダ嘗テ其ノ例ヲ見ザルトコロ、而シテ今週敢テ此ノ挙ヲナスハ勿論、寮内修復ノ口実ヲ以テスルモ、要スルニ生徒ノ朝夕共ニアツテ其ノ熱誠ヲ吐露シ而シテ益々其ノ同盟ヲ固クスルハ、卑劣ナル自己ニ取テハ此上モナキ大患ナルヲ思ヒ断乎トシテコ、ニ鉄面皮ノ行為ニ出デタルヤ疑ヒナシ。且ツ今廻^{マヅ}彼等ガ取りタルノ順序ヲ見ヨ。此事ニ関シテ大ニ力アルハ各寮長ナリ。是レヲ免ズルハ生徒ノ半身ヲ裂クガ如キモノ、而シテ其ノ有力ナル勢力ヲ挫キ、而シテ後生徒ニ退校ヲ命ジ、元寮長ヲシテ一言ノ不平ヲ言ハザラシメ、尚ホ同盟軍ノ患アルヲ以テ退寮命ヲ布告ス。何ゾ夫レ卑劣ナル傲慢ナル残酷ナル不礼ナル破廉恥漢タル甚ダシキヤ。

嗚呼寮長何ノ罪カアル、三年何程罪カアル、寮長ノ忠実ナル今回ノ如キハ如何、学校ノ為メ生徒ノ為メ南船北馬

東奔西走、以テ十分ノ責ヲ尽セリト云ハサル可ナラズ。而モ其ノ勢、誠ヲ一片ノ煙トナシ、学校ハ何ヲ以テ此ノ寮長ニ辭職ヲ命ズルヤ。是レ新タニ犯シタル彼等ガ罪惡ノ第一ナリ。

而シテ三年生何程ノ罪カアル、彼等ハ一旦山中〔百〕仮校長ノ言ヲ以テ管宗一件ハ寮長ニ依テ決セラレ落着ス可キモノニアラズヤ、然ルニ校長ノ新タニ処分ヲ通告スルカ如キ、是レ何等ノ矛盾ノ処置ゾ。彼等ハ前後言ヲ食マズ、倉皇狼狽シテ其醜体ヲ覆ハンガ為メ徒ラニオーソリテ^イ主張シ、其ノ実、己ノガ暴力ヲ恣ニセントス。是レ同志社当局者ノ資格ヲ有スルモノノ挙ナランヤ、到底前後矛盾ノ処置アルコトヲ免カレザルナリ。カクノ如ク曖昧ノ処置ヲナス大丈夫モノ、將ニ其ノ責ヲ負テ自ヲ決スルトコトナカル可ラズ。然ルニ彼等ハ何スルモノゾ、何ニ恣々タルモノゾ、何スレゾ益々暴力ヲ振フテ正義ヲ压制セントスル、斯ノ如キヤ。嗚呼三年生何程ノ罪カアル。曖昧ヲ曖昧トナシ矛盾ヲ矛盾トナシ不信任ヲ不信任トナシ全然大丈夫ノ分ヲ守リテ逆ニ存セントスル、是レ何ノ罪ゾ。而シテ之レヲ以テ尚罪アリト為スモノ何等ノ暴ゾ。己ノガ目ノ樑ヲ取ラズシテ而シテ他人ヲ左右セントスル、是レ何等偽善ノ業為ゾ。生徒ヲ処分セントスルヤ、何ゾ先ツテ其ノ曖昧ナル政令矛盾セル^宜宣告ヲ改メテ責任ノアルトコロヲ明ニシ、明瞭ナル学校ノオーソリテ^イヲ以テ断乎タル処置ニ出デザル自己ノ無責任ナルヲ顧ズシテ而シテ暴力、生徒ヲ圧セントスル、是レ何等奇怪ノ行為ゾ。更ニ問フ、三年生何程ノ罪カアル、当局者何程ノ權利カアル、而シテ何ヲ以テ退校ヲ命ジタルヤ、是レ彼等ガ新タニ犯シタル罪惡ノ第式ナリ。其退校令之如キハ吾人既ニ是レヲ述べタリ。更ニ茲ニ費スルノ必要ナカラン。然レトモ思フテモ見ヨ、若シ十分責任ヲ重ンズルモノナランニハ其愈ニ^宜宿怕ニ難ズル寒生ヲ捕ヘテ突然退寮ヲ命ズルガ如キ、果シテ為ニ得可キノ行為ナルヤ。畢竟スルニ此ノ事タルヤ自己ノ墮眠ヲ弁ボランガ為メ正義ノ団体ヲ圧センガ為メタルヤ、疑ナカラン。嗚呼是レ何等ノ不親切ゾ、何等ノ無責任ゾ、是レ彼等ガ犯セル罪惡ノ第三ナリ。

数へテ来レバ、傲慢無責任ナル当局者ガ新タニ犯シタル罪惡、既ニ三ツアリ。吾人何ゾ黙スルコトヲ得ンヤ。於是
 哉大ニ決スルトコロアリ。満腔ノ同情ヲ三年生ニ表シ堂々タル正義ノ旗ヲ相国寺畔ノ杉風ニ翻シテ今ヤ時ニ汚サ
 レントスル故、義人ノ為メニ甲ノ合戦ヲ戦ハンコトヲ誓ヘリ。兄等ハ既ニ一旦同盟ノ人トナリ当局者不信任ノ弾劾
 書ヲ提出之上勇氣凜々トシテ^骨皮骨ノ嘆ニ堪ヘザルヲ知ルカ故ニ、決シテ吾人ノ檄ヲ待タツシテ大ニ合戦ノ用意
 ヲナスハ信ジテ疑ハザルトコロナレトモ、此機ニ乗ジテ卑劣ナル当局者ハ如何ナル手段カ、以テ吾党結社ノ団体
 ヲ被ランコトヲ試ミルモ未ダ謀ル可カラズ。或ハ巧ニ帰郷中和氣洋洋タルノ兄等ニ対シテ威嚇脅迫ノ行為ヲ呈スル
 モ未ダ知ル可カラズ。敢而老婆ノ檄ヲ飛バシテ一団ノ同盟ヲ警訓スルコト然リ。希ハクハ兄等ガ其ノ父母ヲ愛スル
 ガ如ク又祖先墳墓ノ地ヲ愛慕スルカ如ク、大丈夫ノ友情ヲ重ンジ団体ノ体面ヲ保チ義人狹骨ヲ埋ムルノ地、恩人
 ノ血涙ヲ伝ユノ地ヲ思ヒ、大ニ感慨ヲ養生シテ、新秋天高ク壮志溢ルルノ時再ビ相国寺畔ニ正義ノ旗ヲヒルガヘ
 シ、以テ吾党最初ノ意志ヲ貫カンコトヲ期セヨ。友ヲ売リ不義ノ権力ニ屈スルカ卑劣漢トナル勿レ、而モ今回ノ運
 動ハ単同志社校内一隅ノ戦ニアラズ広滿天下ノ同情ニ訴へ、益々男子ヲシキ働ヲナシ花々シキ合戦ノ日ノ来ラン
 コトヲ待ツモノナレバ、若シ新秋九月ノ日來ラバ兄等夫レ奮テ以テ來リ戦へ。

時ニ天幕之風スサビ相国寺ノ老杉天ニ怒号シ義人ノ心血吾人ノ胸心ニ流ヲ以テ此章トナル。諸君夫レ義人ノ心血
 溢センコトヲ期セヨ。

同志社中学校生徒同盟

是ニ対スルノ決心ハ最早聞クノ要ナシ。ソハ諸君ハ既ニ同盟ノ人ナレバナリ。只希ハクバ此檄ノ到着ヲ報ズルト
 共ニ益々奮勵ノ辞ヲ送リテ、吾人局ニ當ルモノヲシテ大ニ心ヲ強カラシメンコトヲ。

6. 岸盛辰より岸正甫宛書簡

一八九九年九月二十九日

(二六八六〔同志社中学認可取消の件に付書状〕)

〔消印〕「山城 京都今出川 廿二年九月二十九日 子便」「大和 生駒 廿二年九月三十日 イ便」「残り消印一
か所―薄し、読めず。」

〔封筒表〕奈良県生駒郡南生駒村大字小平尾 岸正甫様

〔封筒裏〕京―盛辰 九月廿九日

先日來雨天勝にて兎角いふせく御座候。此頃ハ皆々様相不変御機嫌よく御座候哉、小生も別ニ變りなく候間御安
神致し可被下候。

同志社も先月發布之文部省ニ依リ遂ニ中学認可を取消され候。今後同志社は以前の主義に従ひ文部省の学校系統
外ニ超然トシテ立ち純然たる宗教主義の学校ニ可相成候。無論來年三月までは従前之如くにて吾等ハ幸ニ同志社
中学ノ最終卒業生たるべく候。然シ實ニ四年生等は誠ニ氣の毒にて誠に迷惑致居候。

尚以後は學資金八月の上旬ニ御送り被下度願上候。

秋冷之砌何卒御自愛なし被下へく小生には御懸念御無用ニ候。

先はあら〜申述置候也。

7. 鞍口武蔵より岸盛辰宛書簡

一八九九年十月二十二日

(二九三五〔岸盛辰の進路に関する様子伺状〕・二九三六〔進路に関する近況伺状〕)

〔消印〕「武蔵 東京飯田町 廿二年十月二十三日 ル便」「山城 京都 廿二年十月廿三日 卜便」

〔封筒裏〕 京都同志社東寮 岸盛辰大兄 平信

〔封筒裏〕 東京神田区表神保町十番地をノ四半 鈴木方 K・B・十月廿二日午後五時半

拝呈時下秋節ノ砌、貴兄愈御清栄御勉強ノ御事ト推察奉遠賀候。次ニ小生健全ニテ碌々消光罷在候間、乍憚御休神被下度候。偕テ其后ハ存外御無倍（倍カ）何卒御宥し被下度候。ソハ他ナシ、本学期ノ初メ神田中学五年ニ入学ニ就テ種々紛々トシ、再入学ニ就テ転地ノ為只今久シ降りニテ兄ノ御様子ヲ御訊問仕り候。神田中学ハ昨年七月ノ設立ニシテ各高等学校ヘモ連絡御座候。余ハ来年七月已ニ貴兄ニ話シタル大関門ヲ超ヘント思ヒ、日々愉快ニ螢雪罷在り候。但来年七月ヨリ亦貴兄ト手ニ手ヲ取りテ散歩スル哉モ知レン。併シ今年同志社中学卒業ノ内ニテ誰々が第三へ入学シタカ、御統手ノ節御知七被下度候。本年第一入学志願者八百名内三百名入学、君ノ志望ハ如何ニ。高等学校ノ方ヘ行クカ或ハ専門ノ方ヘ行クカ、先ハ右此ノ如シ。早々頓首
時々同志ニ居ツタ人ニ出合フ。先日ハ杉本其次ハ出石、其次ハ山田、明田、等ニ道ニテ。余ハ后便ニ讓ル。

岸生

鞍口武蔵拝

拝呈時下秋節ノ砌、貴兄益御清栄御消光御座成サレ候由、目出度奉遠賀候。降テ小生相変ラス碌々消光罷在り候間、乍憚御休神被下度候。偕テ其后ハ意外御無倍ニテ打過ギ実ニ多罪ノ次第、何卒御宥恕遊バセヨ。ソハ中学五年入学試験ニテ不悪御推察アランコヲ。余ハ九月慶應義塾退校シテスグ神田中学ニ入学仕り候ニ付合セテ御安神被下度候。是レニテ四月ノ失敗ヲアラマシ回復シタ。併シ回復シタト云ヒテ安神ハナラス、何トナレバ来年七月ニ大ナル関門アレバナリ。先ハ貴兄ノ御様子御伺ヒ旁此ノ如シ。早々拝

過日同志社ニ拳ヲ以テ人ヲ打ツ暴賊起ツタソウダ。同志社ニモソシク野蠻人居ルカ、即チ普通智識ナキ者所謂ノ
ンセンスマ導クハキリスト教ノ本分ニアラズヤ。其レデヤア^マア^マメンモ効能ハナキ。

鞆口拝

石津 岸 両君

同志社モプア^マナ者ニナツタ。先日ノ新聞紙上ニテ見タ。東京ニテモ基督教主義ノ学校ハ皆然リ。青山学院中学
モ来年二月限りニテグードバイナリ。

8. 岸盛辰より岸正甫宛書簡

一八九九年十一月十日

(二六七七〔修学旅行に付報告状〕)

〔消印〕「大和 生駒 廿二年十一月十一日 口便」〔残り消印ニか所一薄し、読めず。〕

〔封筒表〕奈良県生駒郡南生駒村大字小平尾 岸正甫様 平信

〔封筒裏〕明治三十二年十一月十日 盛、拝 京より

拝啓陳者御一同様如何ニ御起居被遊候ヤ。小生無事乍恐御安神なし被下度候。就ては先日申上候通り旅行は致さ
ぬ事ニ致し候へ共、友人之^御欲^御めニ依リ学校の修学旅行ニ同行仕候。其順序略々左ニ申述候。

四日、午前五時出発、汽車ニテ八時奈良着。あらし見物して奈良より畝火^御ニ向ふ。然シ途中降雨甚しき為余
と他の一人とは二階堂村ヨリ丹波市ニ至リ汽車ニテ畝火^御ニ至リ八木ニ着センハ午后四時頃、此処ニ宿ス。

五日、六時スギ八木発、橿原、久米寺、橘寺ニ参詣して多武岸ニ着セシハ九時頃ナリ。紅葉方ニ盛にして其立
派なること高雄も之レニ及ばず。此処ヨリ吉野上市ニ至ル。今夜上市ニ宿泊ノ定メなりしも都合ニより吉野山ニ

変ず。故二直ニ吉野山ニ登リ午后二時頃着、辰巳屋ニ泊す。

六日、六時スギ出發シテ先ヅ藏王堂、吉水神社、如意輪寺、塔尾陵、竹林院等ニ至リ時間の都合ニ依リ之レニテ見物ヲ中止シ直ニ下山シテ五条ニ至ル。此処ヨリ有志者之汽車ニ乗リ紀伊橋本ニ着セシハ三時前ナリ。

七日、橋本を出發シ此処ヨリ五十町下流なる学文路カムロまで船ニ乗リ是れより高野山道を登る。二十余丁登りて又下り再ビ登る事、殆ど百丁。女人堂ニ達す。此間不動阪（十丁）を除ク外、余り險峻ならず。女人堂を距る五丁、蓮華実院ニ宿泊す。寒冷なり。十二時頃着し暫時休憩して奥ノ院ニ参詣す。骨堂は其左側にあり。宿泊所ヨリ殆ど三十丁、然シ道路平坦なり。所々見物して三時頃帰ル。

八日、此処ヲ出發して九度山ニ至リ舟ニ乗して下流七里なる船戸ニ着シ汽車ニテ和歌山ニ着セシハ三時頃ナリ。丸ノ内、有田屋ニ宿す。余等は直ニ出テ、和歌浦に遊ぶ。

九日、十一時発にて和歌山ステシヨンヨリ大坂なんばニ至リ又汽車ニテ京都ニ帰着セシハ午后六時、愉快ニ旅行を終へぬ。

而シテ小生は身体却て健全ニ相成るは安神なし被下度候。早々頓首

盛

御家内中 〔まゐりカ〕
ま

〔注 高野山菩提所蓮華定院「印鑑」添付——活字にて「此印鑑ハ参詣ノ節必ス御持参ノ事。此印鑑所持ノ人ハ高野山名所旧跡無料ニテ案内ノ義務ヲ負フ事。但シ金堂金剛峯寺等内陣参観ハ此限ニ非ス 明治 年 月 日」とあり。〕